

独占禁止法の見直しについて（案）

全国中小企業団体中央会
専務理事 成 宮 治

1．独占禁止法と中小企業に関する基本認識について

公正で自由な競争を促進する独占禁止法の枠組みがしっかり守られ、大企業の横暴を許さない厳格な運用がなされることが極めて重要。

2．独占禁止法の措置体系・手続の在り方について

（1）不当廉売、優越的地位の濫用等の防止の強化

中小企業者に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示、過大な景品提供行為に対し、国は、監視・監督機能のさらなる強化を図り、迅速かつ厳正に対処するとともに、一層効果的な措置を講ずるべき。

（2）不公正な取引方法に対する制裁規定の強化等

不公正な取引方法について課徴金制度の導入等の制裁規定の強化など独占禁止法の措置体系を抜本的に見直すとともに、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずるべき。